

令和4年11月16日

三木市男女共同参画センター主催
令和4年度弁護士による法律セミナー

意外と知らない親権の話

～知らなかったと後悔しないために～

「親権」のことを考えたことがありますか？現在の民法は離婚すると父母のどちらか1人が「親権者」となる「単独親権」です。今、法制審議会で導入が議論されている離婚後の「共同親権」とは、子どもにとってどんなメリット、デメリットがあるのか？「親権者」「監護者」についての基礎知識から弁護士の山本さんにお話いただきます。

講師：山本 優子さん（弁護士）

日時：令和4年11月16日（水）

10:00～11:30

場所：三木市立教育センター3階 セミナー室

（三木市福井1933-12）

受講料：無料

対象者：どなたでも

定員：100名（会場：40名 Zoom：60名）

申込先：三木市男女共同参画センター

その他：*感染症予防のためマスクの着用にご協力をお願いします。

*感染の拡大状況により、Zoomのみの開催となる場合があります。

! このセミナーで個別相談を受けることはできません。

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、セクハラ、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク⇒



【申込み・問い合わせ先】三木市男女共同参画センター（愛称 こらぼーよ）

電話・FAX:0794-89-2331 お電話での申込みは平日の9時から17時までをお願いします。 申込みフォーム QRコード⇒

【インターネットでの申込み 受付締切:11月13日(日)】 URLまたはQRコードよりお申し込みください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1661914722750>

